

## 個人情報越境移転セキュリティ評価弁法(意見募集稿)

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約>

2019年6月13日、国家インターネット情報弁公室は「個人情報越境移転セキュリティ評価弁法(意見募集稿)」(以下、「本意見募集稿」という)を公表し、7月13日までパブリックコメントを募集した。

2017年に出された最初の意見募集稿に比べて条件が緩和されているが、該当する外国企業への影響は引き続き大きいことが予想される。

### 1. セキュリティ評価の実施義務

ネットワーク運営者が中国国内の運営において収集した個人情報を国外に提供する場合、セキュリティ評価を行わなければならないとした。(2条)

また個人情報を越境移転する前に、所在地の省レベルのインターネット情報部門にセキュリティ評価の申請を行わなければならないとしている。(3条)

### 2. セキュリティ評価の内容

セキュリティ評価の申請には、申請書のほか、ネットワーク運営者と越境移転先との契約書、個人情報の越境移転セキュリティリスク・セキュリティ保障措置分析報告の提出を必要としている。セキュリティ評価は15営業日以内に完了するが、状況が複雑な場合は延長も可能である。(4条、5条)

セキュリティ評価では、個人情報主体の合法的権益を保障しているか、過去に重大なセキュリティインシデントを起こしていないか、個人情報の取得は合法的で正当か、といった点を重点評価する。(6条)



### 3. ネットワーク運営者の義務

越境移転の記録を少なくとも5年保存し、さらに毎年12月31日までに当該年内の個人情報越境移転情報、契約書の履行状況等を報告する必要がある。(8条、9条)

比較的大きなセキュリティインシデントが発生した場合には、当該企業の越境移転が一時停止あるいは禁止されることもあるとした。(11条)

ネットワーク運営者と越境移転先が締結する契約書では、越境移転の目的や保存期間、個人情報主体の賠償請求権、契約終了後の責任と義務等について明確にしなければならないとし、特定の場合を除いて、移転先が受け取った個人情報をさらに第三者に提供してはならないとしている。(13条、16条)

### 4. 海外機構の取り扱い

海外機構の経営活動で、インターネットなどを通じて中国国内のユーザーの個人情報を収集している場合、国内で法定代表者または機構を通じて本弁法で定めるネットワーク運営者の責任と義務を履行しなければならないとした。(20条)

#### ●原文(中国語)

[http://www.cac.gov.cn/2019-06/13/c\\_1124613618.htm](http://www.cac.gov.cn/2019-06/13/c_1124613618.htm)

本レポートは「中国法令アラートサービス 2019年7月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。本書の内容は2019年10月15日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のビジネスコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。sales@clara.ad.jp または +81(3)6704-0777(代表)